

**等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）に対する
パブリックコメント手続の実施結果について**

1. 概要

「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」について、令和元年11月21日から令和元年12月20日まで、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、62通（意見総数207件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

2. 意見募集の概要

題名	等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）について
意見の募集期間	令和元年11月21日（木）から令和元年12月20日（金）まで
募集の周知方法	市政だより、市ホームページへの掲載 各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、中原区役所道路公園センター、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、公文書館、等々力緑地テニスコート管理棟、建設緑政局等々力緑地再編整備室での閲覧
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
結果の公表方法	市ホームページへの掲載、 各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、中原区役所道路公園センター、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、公文書館、等々力緑地テニスコート管理棟、建設緑政局等々力緑地再編整備室での閲覧

3. 結果の概要

意見提出数（意見件数）		62 通	（207 件）
（内訳）	電子メール	57 通	（191 件）
	FAX	4 通	（12 件）
	郵送	1 通	（4 件）
	持参	0 通	（0 件）

4. 御意見の内容と対応

防災・減災の視点からの緑地の役割の再検討及び既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」を改定することへの賛同など、本案の趣旨に沿った御意見のほか、方針案の内容や再編整備に対する御意見や御要望が寄せられました。

寄せられた御意見のうち、「取組方針に都市における緑地の視点が欠落している」という御意見については、既存計画の「等々力緑地再編整備実施計画」で重要な視点として位置付

けておりますので、この視点を明記し、「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」を策定します。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：質問・要望の御意見であり、案の内容等を説明するもの
- E：その他

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
1 「4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」に関する事	1	3	0	12	0	16
2 民間提案に関連するもの	0	0	0	53	0	53
3 再編整備計画に関連するもの	0	0	12	105	0	117
4 今後のスケジュールに関する事	0	0	0	3	0	3
5 その他	0	0	18	0	0	18
合 計	1	3	30	173	0	207

1 「4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針(案)」に関すること(16 件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	台風 19 号による被害を踏まえ、防災・減災の視点からの等々力緑地の役割を取り入れたほうが良い。 (同趣旨ほか 1 件)	防災・減災の視点からの役割を再検討することについては、「(1) 今後の取組方針」で記載したとおり、自然災害リスクの高まりを踏まえ、重要であると認識しております。 今後、被害状況等の検証結果を踏まえて、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、「等々力緑地再編整備実施計画」への反映に向けて、防災・減災の取組を推進してまいります。	B
2	既存計画の策定時から状況が変わってきていることから等々力緑地再編整備実施計画を改定することについては、賛成である。	「等々力緑地再編整備実施計画」の改定については、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、取組を推進してまいります。	B
3	取組方針(案)には提案者の立場について明確な記載がなく、協力した後に入札により事業者が選定されるとしているが、提案者である東急株式会社との間で事業内容等に係る協議が調った場合、随意契約を保証する旨の協定を締結すべきである。	PFI 事業者の選定方法については、民間事業者を公募により選定するもの(PFI 法第 8 条第 1 項)とされていることから、一般競争入札のうち、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案できる「総合評価一般競争入札」等による実施を考えております。	D
4	近隣住民との関わりが示されていないため、「近隣住民の理解を得られるよう計画する(近隣住民との共生)」を追記すべきである。 (同趣旨ほか 2 件)	近隣住民の方については、「(3) 今後の検討体制」の「②等々力緑地利用者等との調整」の中でお示ししているとおり、「(仮称) 関係団体連絡調整会議」を設置し、その中で、本事業への理解の醸成と情報共有するとともに、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向けて、市民の方の御意見を伺ってまいります。	D

5	都市の大型公園は身近に自然に触れあえる場所、心静かにリラックスできる場所として整備するべきであり、取組方針に都市の緑地の視点が欠落している。	都市における緑の視点については、既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」において、重要な視点として位置付けており、本方針では、そのような視点に、防災・減災の視点からの役割を再検討することなどを、新たに加えたものとなっております。 いただいた御意見を踏まえ、本方針をわかりやすくするため、「緑と水の整備」など、「等々力緑地再編整備実施計画」に位置付けている重要な4つの視点を明記します。	A
6	周辺町会代表者を「等々力緑地再編整備計画推進委員会」の構成員に加えて欲しい。 (同趣旨ほか5件)	「等々力緑地再編整備計画推進委員会」の委員構成のうち、関係団体の役職員については、地域住民の御意見を伺うために、町内会・自治会の連合組織である区町内会連合会の代表者を候補として、選定手続を進めております。 また、周辺の各町会については、「(仮称) 関係団体連絡調整会議」の中で、御意見を伺ってまいります。	D
7	4つの検討組織が挙げられているが、どの組織がどの検討事項を担うのか。また、取りまとめはどのように行うのか。 (同趣旨ほか1件)	「(3) 今後の検討体制」については、主に学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮りながら、「(2) 今後の検討事項」の検討を行うこととなります。他の3つの組織については、委員会の審議に必要となる事項について協議・調整を行うものです。 また、複数の組織で検討すべき事項については、委員会の審議が円滑に進むよう、事務局である本市が、各組織と協議・調整を行うこととなります。	D

2 民間提案に関連するもの(53件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	東急株式会社からの民間提案は、民間ならではの経験、ノウハウを活用し等々力の魅力を高め、川崎の価値を高める事業であり、地	東急株式会社からの民間提案については、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るとともに、提案内容等の公表及び活用することについて、東急株式会社と協定の締結を行い、	D

	域活性化につながると考えられるため、東急株式会社の提案に賛成する。 (同趣旨ほか 12 件)	連携・協力しながら、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて、財政負担を含む、民間活力の導入範囲等の検証を踏まえ、具体的な整備内容を検討してまいります。	
9	等々力陸上競技場（サイドバックスタンド）の全面改築、他の公共施設との複合化をして欲しい。 (同趣旨ほか 7 件)		
10	個別公園施設（ランニングコース・園路、釣り池、プール）の整備をして欲しい。 (同趣旨ほか 13 件)		
11	民間収益施設（興行アリーナ民設民営、R&D、商業施設）の整備をして欲しい。 (同趣旨ほか 6 件)		
12	民間提案の内容は、財政的に実現可能か。		
13	市民ミュージアムの再整備に当たり、市の文化振興施策の方向性が明確でない。	市民ミュージアムについては、台風第 19 号により多くの収蔵品が浸水による被害を受けたことから、今後のあり方について、施設の復旧に要する費用や収蔵品の復旧状況等を総合的に勘案しながら検討してまいります。	D
14	等々力陸上競技場の複合化に当たり、市民ミュージアムの設備や運用体制（学芸員）などの充実を図って欲しい等。 (同趣旨ほか 4 件)		
15	市民ミュージアムにおける浸水対策（高台移転等）をして欲しい。 (同趣旨ほか 3 件)		

3 再編整備計画に関連するもの（117件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	昨今の自然災害リスクの高まりを踏まえ、浸水対策・災害時対応の役割を明確化して欲しい（遊水地、発電機、備蓄倉庫、防災かまど、防災トイレ、十分な大きさの移動経路）。 （同趣旨ほか 15 件）	浸水対策などについては、「（1）今後の取組方針」の②でお示ししたとおり、自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地の役割を再検討することとしております。 今後、台風 19 号の被害状況等の検証結果などを踏まえて、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、防災・減災の視点から等々力緑地の役割について検討してまいります。	D
17	民間活力の導入が進むことにより、収益性の高い部分が重視され、拡張されることにより、今まで誰もが寛ぐことができた空間が減少してしまうのではないか。 （同趣旨ほか 11 件）	緑とオープンスペースの確保については、大変重要と考えておりますので、既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」に基づいた「緑と水の再整備」の視点を踏まえ、賑わいの創出や憩いの場が確保できるよう公園全体のゾーニングを検討してまいります。	C
18	アクセスを改善して欲しい（直通バス、川崎縦貫鉄道、路面電車、車道整備）。 （同趣旨ほか 6 件）	アクセスの改善については、「2 等々力緑地の課題」の「（1）社会環境の変化に対する新たな課題等への対応の必要性」の中でお示ししたとおり、重要な課題であると認識しております。 川崎縦貫鉄道計画については、平成 30 年 3 月、総合都市交通計画の見直しの中で、廃止しておりますが、今後、有効な交通アクセスについて検討してまいります。	D
19	サッカー専用（球技専用）スタジアム（できれば可動席）の整備をして欲しい。 （同趣旨ほか 15 件）	サッカー専用（球技専用）スタジアム等については、平成 30 年 3 月に策定しました、等々力陸上競技場第 2 期整備「整備計画」において、整備する予定はありませんが、今後、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向けた、等々力陸上競技場整備の取組の中で、具体的な整備内容を検討してまいります。	D
20	等々力陸上競技場（サイドバックスタンド）整備に	等々力陸上競技場整備については、平成 30 年 3 月に策定した等々力陸上競技場第 2 期整	D

	において、設備等（席数、傾斜、可動席、コンコース、トイレ）の充実を図って欲しい。 （同趣旨ほか 19 件）	備「整備計画」において、収容可能人数 35,000 人規模とし、臨場感溢れる快適な観戦環境を確保すること、全ての人が使いやすい施設とすることなどを整備の基本方針としていますが、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を進める中で、具体的な整備内容を検討してまいります。	
21	魅力ある公園となるよう施設整備（ランニングステーション、ドッグラン、駐車場、園路（動線）、競技場周辺整備、室内型アスレチック、飲食店等）をして欲しい。 （同趣旨ほか 36 件）	公園の施設整備については、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向け、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を進める中で、具体的な整備内容を検討してまいります。	D
22	健常者だけではなく、障害者や高齢者も気軽に訪れることができるようインクルーシブ遊具の設置やリハビリ施設の複合化をして欲しい。 （同趣旨ほか 2 件）	インクルーシブ遊具やリハビリ施設の複合化については、「かわさきパラムーブメント」（誰もが社会参加できる環境づくり）の取組を進めることは大変重要であり、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、他都市の事例を調査研究し、検討してまいります。	D
23	川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースとの協働により、公園の魅力向上を図って欲しい。 （同趣旨ほか 2 件）	川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースなどのかわさきスポーツパートナーについては、重要なステークホルダーであることから、様々な連携により、魅力あふれる公園の実現に向けて検討してまいります。	D
24	整備に対する財源を確保（ふるさと納税、寄付金の活用等）して欲しい。 （同趣旨ほか 2 件）	整備に対する財源の確保については、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設の整備・運営等の実現に向けて、今後、具体的な整備内容を検討する中で、検証してまいります。	D

4 今後のスケジュールに関すること（3 件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
25	民間活力導入方針案の公表時期はいつか。	緑地内施設の管理運営や整備事業の範囲等を内容とした「民間活力導入方針案」について	D

		は、「等々力緑地のマーケットサウンディングの実施結果について」（平成31年1月公表）の中で、令和2年7月にお示しすることとしておりましたが、当実施結果報告後の平成31年2月に、東急株式会社からPFI法に基づく民間提案の提出があり、緑地全体にわたる、民間活力導入の可能性が高まってきたことから、当該検討に時間を要するため、令和3年3月の「等々力緑地再編整備実施計画（案）」の中でお示ししてまいります。	
26	各施設の具体的な事業手法（PFI、P-PFI など）の検討時期はいつか。	施設の具体的な事業手法については、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定内容に関する事項であり、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮りながら、令和3年3月の「等々力緑地再編整備実施計画（案）」の中でお示ししてまいります。	D
27	立場が不明確な提案者に、長期間にわたり無償にてノウハウの提供を一方的に求めることは、一般に民間企業にとって受け入れることが難しい内容であるため、事業化に至る期間を短縮する必要がある。	事業化に至る期間については、既存計画に位置付けのない複数の施設の再編や、多数のステークホルダーの関与など、高度な政策判断と市民への理解の醸成が不可欠であるため、「5今後のスケジュール（案）」でお示した期間を要するものと考えておりますが、早期の事業化に向け努めてまいります。	D

5 その他（18件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	等々力緑地を快適に利用できるよう維持管理水準を改善して欲しい。 （同趣旨ほか17件）	今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、緑地内全施設を対象として、民間活力の導入範囲等を検討するとともに、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けた、適切な維持管理手法について検討してまいります。	C